

福岡市保健福祉審議会総会（平成26年度第1回）議事録

1 日時

平成26年4月2日（水）午後1時30分～午後2時30分

2 場所

福岡国際ホール 「大ホールA」

3 出席者

別紙のとおり

4 議事

(1) 開会

(2) 委員紹介

(3) 貞刈副市長挨拶

(4) 諮問書手交

(5) 議事

①諮問事項について

②福岡市保健福祉総合計画改定の審議体制

③スケジュール

(6) 閉会

5 議事概要

(1)開会

福岡市保健福祉審議会総会の開催に当たり、本審議会委員 35 名のうち 26 名の委員が出席し過半数に達しているため、福岡市保健福祉審議会条例第 7 条第 9 項の規定に基づき本日の会議は成立することを報告。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本審議会が原則公開である旨を報告。

(2)委員紹介

前回の総会以後に就任された 9 名の委員を、事務局から紹介。

(3)貞刈副市長挨拶

(4)諮問書手交

福岡市長を代理し、貞刈副市長から保健福祉審議会の石田委員長へ諮問書を手交。

(5)議事

事務局：（配付資料に不備がないか確認を行った後、委員長に進行を移す。）

委員長：では、議事に入る。はじめに「（1）諮問事項について」、事務局より説明されたい。

事務局：（資料 1 により諮問事項について説明）

委員長：諮問事項に関して質問は無いか。

委員：諮問された 3 つの計画は、それぞれ計画期間が 3 年間で 5 年間に分かれている。3 年間で法定されている 2 つの計画の計画期間を変えることはできないと思うが、総合計画は 28 年度からではなく計画期間の始期を揃えることができないのか。

事務局：今回、諮問した計画のうち3年ごとに見直すことが法定されている2つの計画の計画期間は、次期計画が27年度から29年度までとなり、その次の計画が30年度から32年度までとなる。総合計画の計画期間を28年度から32年度までとしていることから、平成33年度から、それぞれの計画の始期が揃うことになる。加えて、33年度から始まる総合計画の計画期間を6年間とすることにより、3年ごとの法定計画を2回繰り返したところで総合的に見直していくこととしたい。

委員：27年度から始まる2つの計画は、23年度から27年度までの古い総合計画の枠組みの中で次の計画を策定することになる。総合計画が先にあって、その後、介護保険事業計画や障害福祉計画を策定するという順番が本来であり、今回、古い総合計画をもとに2つの新しい計画を立てなければならないという矛盾があることを指摘しておく。

事務局：それぞれの計画の構成を変更し、3年毎の見直しが法定されている計画とそれ以外の計画を分け、総合計画に取り込むことを考えている。ご指摘の点を踏まえ、実施計画と総合計画との整合性を図りながら、計画の策定を進めていきたい。

委員：国が方向づけている「地域包括ケアシステム」が非常に大きな話題となっており、総合計画及び介護保険事業計画を審議する中では重要になってくる。地域包括ケアシステムについては住宅に関する計画とも関連が深く、保健福祉局以外の部局が関係してくるため、すり合わせが必要である。

事務局：地域包括ケアシステムの構築にあたって、住宅は大きな要素だと認識している。その中で、住宅都市局が所管する住宅審議会や居住支援協議会などに保健福祉局職員も出席するなど、連携を図っている。また、地域包括ケアシステムを進めるための推進体制にも、住宅都市局は入っている。今後、住宅都市局が関係する専門分科会に出席するかどうかは、検討課題とさせていただきたい。

委員長：次に、「(2)福岡市保健福祉総合計画改定の審議体制」について、事務局より説明されたい。

事務局：(資料2及び資料3により総合計画改定の背景、計画の審議体制及び審議の流れについて説明)

委員長：総合計画の改定と同時に、介護保険事業計画や障害福祉計画など色々な分野の計画を策定することになる。委員は各専門分科会に分かれてご審議いただくことになるが、審議会の役割などに関して質問は無いか。

委員：福岡市の人口は150万人だが、福岡生活圏としては周辺を含めて250万人程度となる。会議に提出される資料は、例えば将来予測など福岡市だけのものしか示されていないが、福岡市の生活周辺の地域との関連なしには考えられないのではないか。時には、福岡生活圏の中での福岡市の状況がわかる資料を示してもらえると、今の施策と周辺地域を含めた福岡生活圏との整合性が図られているのか、また今後、福岡市は福岡生活圏全体に対して何をすべきなのかの検討がしやすい。

地域包括ケアシステムは国を挙げて進める現代の流行ともいえる現象だが、どのように整合性を図るかが大切。全体のスキームを立てる時に、地域包括ケアシステムをどう組み込んでいくか、姿が見えない。分科会での議論になると思われるが、同じことをダブってすることにならないか気になる。

委員長：一点目は、特に医療に関しては、周辺の都市や隣接する佐賀県などからも入ってきており、場合によってはそのような資料も議論の時に必要かと思う。

二点目の、地域包括ケアとの関連をどうするのか、詳細は専門分科会で出てくることと思うがいかがか。

事務局：周辺地域との関連性を示す資料については、今後、相談しながら進めていきたい。

現在、健康づくりの面では糸島市との連携を進めるなど実績を積み重ねており、事例報告などもさせていただきたい。

地域包括ケアシステムは今後の超高齢社会を支える大きなシステムと考えており、昨年度からモデル事業も実施している。一定の成果も見え始めてきており、モデル事業の成果を踏まえて、今後さらにどう発展させていけばいいのか専門分科会等でご議論いただき、総合計画の総論・各論の審議を進める中で作りこんでいきたい。

委員長：福岡市は九州の中でも一極集中が進み、人口増加が著しいが、同時に、今後、高齢者が流入してくる可能性もある。計画づくりにおいても、今までの趨勢だけで考えてはいけない場合も出てくるかもしれないため、資料を検討いただき、専門分科会等で議論していきたい。

委員：老人福祉計画の「老人」という言葉に違和感がある。分かりやすくするため、「高齢者」に統一できないか。

委員長：「老人」というのか「高齢者」というのか、その範囲がどうなるのかなどは、よく問題になる。ほかにも「老後生活」なのか「退職後生活」のかなど、定義が難しい言葉もあるが、事務局どうか。

事務局：老人福祉計画という名称は、老人福祉法に基づき市町村が定めることと規定されているものであり、出典を明らかにするために法律の用語を使用している。

委員：老人福祉計画という名称は、例えば高齢者福祉計画にするわけでもなく、老人福祉計画という名称で28年度からの総合計画でも使われるのか。

事務局：老人福祉計画の根拠となる法律を紹介させていただいたが、次期保健福祉総合計画に反映する計画の名称として、事務局が「老人」という言葉にこだわるものではない。

委員：資料の中に出生率の記載があるが、その改善が次期総合計画の中で言えるのか。どの分科会で議論できるのか。

事務局：こども未来局が所管する「こども・子育て審議会」で、別途、子どもに関する総合計画を議論しており、そこでの審議が中心となる。

委員長：子育て支援については、直接は本審議会で議論することは無く、これも背景の一つということ
と理解していただきたい。

次に、「(3) スケジュール」について、事務局より説明されたい。

事務局：(資料4により総合計画改定のための審議会等スケジュールについて説明)

委員長：26年度から27年度にかけて議論する総合計画の改定スケジュールが示されたが、何か質問等
はないか。

委員：全体のスケジュールとしては各専門分科会での議論が先行し、その後、総会で総合計画をまと
める流れになっているが、審議経過を各委員が相互によく知っていないと、最後にまとめられ
ないのではないかという心配がある。それぞれの分科会で議論している内容がわかるように、
資料を配付するとか審議経過を報告する機会を設けるとか、検討をお願いしたい。

事務局：今回、総合計画に地域・高齢・障がいの各分野別計画を取り込むこともあり、審議いただく専
門分科会が分かれることになる。そこで、それぞれの分科会での審議経過などを情報共有する
ために調整会議を設けることとしており、こまめに開催したい。

また、それぞれの分科会での審議経過については、事務局からご報告させていただき、情報共
有を図りながら一体的な計画改定を進めたい。

委員長：全体を通して、何か質問は無いか。

委員：市の保健福祉総合計画を進めるにあたって、地域包括ケアシステムとどう整合性のあるものに
するかを考えると、「地域」の捉え方が大きな課題となる。福岡市のような人口150万人規
模の都市の計画は、通常だと県レベルの計画となる。県の計画は県内市町村の計画を調整する
役割を担い、それぞれの市町村が責任を持って実施していくということになる。市町村がケア
会議を行う場合も、実際に地域包括ケアの直接的なサービスをコーディネートするのは、さら
に小さな「校区」や「地区」となる。だから、計画改定に当たっては校区や地区の情報を踏ま

えておかないと、全体計画としてもラフなものになってしまい、画一的な進め方をすると現場は混乱する懸念もある。今後の審議の中で、基礎的な「生活圏域」をどう捉えるかは、計画全体に関わる重要な検討事項である。

事務局：地域包括ケアは、これからの超高齢社会を支える大きな根幹となるシステムであると認識しており、総合計画や分野別計画と整合性を図りながら進めていきたい。

委員長：ほかに質問等が無ければ、事務局にマイクを返したい。

(6)閉会

(別紙) 出席者一覧

(1) 福岡市保健福祉審議会委員 (五十音順)

氏 名	役職・専門分野等
阿 部 正 剛	福岡市議会第2委員会委員
池 田 良 子	福岡市議会第2委員会委員
石 田 重 森	福岡大学名誉学長(保険論, 年金論, 社会保障論)
今林 ひであき	福岡市議会第2委員会委員長
岩 城 和 代	福岡市地域包括支援センター運営協議会会長, 弁護士
大 神 朋 子	弁護士
岡 田 靖	独立行政法人国立病院機構九州医療センター臨床研究センター長
小 川 全 夫	福岡アジア都市研究所特別研究員, 九州大学名誉教授
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会代表
吉 良 潤 一	九州大学大学院医学研究院神経内科教授 (神経内科)
櫻 井 千恵美	福岡市七区男女共同参画協議会代表
篠 原 達 也	福岡市議会第2委員会委員
竹之内 徳 盛	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会会長
谷 口 芳 満	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会常務理事
手 塚 裕 一	公益社団法人福岡県高齢者能力活用センター事務局長
中 原 義 隆	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会会長
長 柄 均	福岡市医師会副会長
納 富 恵 子	福岡教育大学大学院教授 (特別支援教育・医学)
野 口 幸 弘	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授 (特別支援教育, 障がい児者支援, 地域福祉, 行動障がい支援)
野田 ルリ子	福岡市民生委員児童委員協議会常任理事
鳩 野 洋 子	九州大学大学院医学研究院保健学部門教授 (公衆衛生看護学)
浜 崎 太 郎	福岡市議会第2委員会委員
宮 本 政 智	福岡市精神保健福祉協議会副会長
向 井 公 太	社会福祉法人福岡市手をつなぐ育成会理事長
山 口 繁 実	福岡市自治協議会等7区会長会代表
山 根 哲 男	福岡市介護保険事業者協議会会長

(2) 福岡市職員（組織順）

氏名	役職
貞 刈 厚 仁	福岡市副市長
中 島 淳一郎	福岡市保健福祉局長
荒 瀬 泰 子	福岡市保健福祉局理事
福永 たつ子	福岡市保健福祉局総務部長
鹿 毛 尚 美	福岡市保健福祉局総務部総務課長
高 木 三 郎	福岡市保健福祉局総務部政策推進課長
平 田 英 明	福岡市保健福祉局総務部保護課長
小 川 明 子	福岡市保健福祉局総務部国民健康保険課長
江 口 智 之	福岡市保健福祉局総務部医療年金課長
入 江 晋	福岡市保健福祉局健康医療部長
佐 伯 俊 資	福岡市保健福祉局健康医療部地域医療課長
衣 笠 有 紀	福岡市保健福祉局健康医療部保健予防課長
満 生 美 保	福岡市保健福祉局健康医療部健康増進課長
柚 木 健 次	福岡市保健福祉局健康医療部病院事業課長
河 野 亨	福岡市保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター所長
渡 邊 理 恵	福岡市保健福祉局健康医療部精神保健福祉センター副所長
中 村 卓 也	福岡市保健福祉局高齢社会部長
平 田 俊 浩	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課長
佐 藤 文 子	福岡市保健福祉局高齢社会部地域包括ケア推進課長
大久保 治郎	福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長
中 藪 泰 浩	福岡市保健福祉局高齢社会部介護福祉課長
古 賀 俊 次	福岡市保健福祉局障がい者部長
竹 森 活 郎	福岡市保健福祉局障がい者部障がい者在宅支援課長
下 川 泰 功	福岡市保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課長
古 野 和 之	福岡市保健福祉局生活衛生部長
渡 邊 政 彦	福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課長
津留 美由紀	福岡市保健福祉局生活衛生部食品安全推進課長